

特定非営利活動促進法（NPO 法）に基づく 認定制度のしおり

社会に地域にみんなに
げんき
ふえるね



令和4年3月



Tochigi Prefecture

特定非営利活動促進法（NPO 法）に基づく認定制度のしおり

目 次

1	認定 NPO 法人制度とは	
(1)	認定 NPO 法人制度とは	1
(2)	認定 NPO 法人等に関する税制優遇内容	1
(3)	認定基準の概要等	2
2	認定等申請（初回）手続の概要	
(1)	事前相談	5
(2)	認定（特例認定）申請	5
(3)	実態確認	7
(4)	認定（特例認定）の決定	7
3	認定 NPO 法人等の義務	
(1)	事業年度終了後の役員報酬規程等の提出	8
(2)	助成金の報告	8
(3)	その他必要な報告	9
(4)	情報公開	11
4	監督等	
(1)	報告及び検査	14
(2)	勧告、命令等	14
(3)	その他の事業の停止	14
(4)	認定等の取消し	14
(5)	罰則	15
<参考>	事前チェックシート	17

凡例

法 11①十：特定非営利活動促進法（NPO 法）第 11 条第 1 項第 10 号

○囲いの数字は項数を表し、漢数字は号数を表します。

認定 NPO 法人等：認定 NPO 法人及び特例認定 NPO 法人の両方をいいます。

1 認定 NPO 法人制度とは

(1) 認定 NPO 法人制度とは

認定NPO法人制度は、NPO法人の活動が市民や企業からの寄附によって支援されるよう設けられた制度です。一定の要件を満たしたNPO法人に対して寄附を行った場合、その法人へ寄附した者が税制上の優遇措置を受けられたり、NPO法人自体が優遇措置を受けられたりするという内容となっています。

優遇対象となるNPO法人には「認定NPO法人」と「特例認定NPO法人」の2種類があります。それぞれ有効期間が定められており、認定NPO法人については有効期間満了にあたって更新することができます。認定事務は所轄庁が行うこととなっており、NPO法人として認証を受けた後、一定期間が経過した後でなければ、認定の申請ができません。

なお、認定NPO法人、特例認定NPO法人とも、認証NPO法人よりも所轄庁への提出書類や情報公開に関する規定が多くなっています。これは、税制優遇の対象となっていることから、より高い運営の透明性が求められているためです。

(2) 認定 NPO 法人等に関する税制優遇内容

① 個人が認定 NPO 法人等に寄附したとき

個人が認定（特例認定）NPO法人に寄附をすると、所得税（国税）の計算において、確定申告することにより、寄附金控除（所得控除）又は寄附金特別控除（税額控除）のいずれかを受けられます。

また、都道府県又は市区町村が条例で指定したNPO法人に個人が寄附をすると、個人住民税（地方税）の計算において、寄附金税額控除が適用されます。

ア 国税

・寄附金控除（所得控除）額＝その年中に支出した寄附金額合計－2,000円

- 具体例 給与収入300万円の方が1万円を寄附した場合 400円減少
給与収入500万円の方が1万円を寄附した場合 800円減少

※実際には、配偶者控除及び扶養控除の有無等によって額が変わります。

計算式：課税所得×所得税率－（課税所得－（寄附金額－2千円））×所得税率

※寄附金の額の合計額は総所得金額の40%相当額が限度です。

・寄附金特別控除（税額控除）額＝（その年中に支出した寄附金額合計－2,000円）×40%

- 具体例 1万円を寄附した場合
（1万円－2千円）×40%＝3,200円税額が減少

※寄附金の額の合計額は総所得金額の40%相当額が限度です。

※税額控除額は所得税額の25%相当額が限度です。

イ 地方税 住民税額の控除

・道府県 個人住民税控除額＝（その年中に支出した寄附金額合計－2,000円）×4%

・市区町村 個人住民税控除額＝（その年中に支出した寄附金額合計－2,000円）×6%

栃木県内の各市町でどのNPO法人を指定しているかについては、市町ごとに異なり

ますので、各市町の税務担当課にお問い合わせください。

② 法人が認定 NPO 法人等に寄附したとき

法人が認定（特例認定）NPO法人に対し、その特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金の額と合わせて特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。

なお、寄附金の額の合計額が特別損金算入限度額を超える場合には、その超える部分の金額は一般寄附金の額と合わせて、一般寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。

・特別損金算入限度額＝（期末資本金の額×0.375%＋所得金額×6.25%）×1/2

③ 相続人等が認定 NPO 法人に相続財産等を寄附したとき

相続または遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定 NPO 法人に対し、その認定 NPO 法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合、その寄附をした財産の価額は相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません。この措置は、特例認定 NPO 法人には適用されません。

・例 1 億円の相続財産があった場合に、8,000 万円を認定 NPO 法人に寄附したとき、相続税の課税対象額は 2,000 万円になります。

④ 認定 NPO 法人のみなし寄附金制度

認定NPO法人が、収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなされ、一定の範囲内で損金算入が認められます（みなし寄附金）。この制度は、特例認定NPO法人には適用されません。

・損金算入限度額＝所得金額の50%又は200万円のいずれか多い額までの範囲

⑤ 認定 NPO 法人等に対する個人からの現物資産寄附のみなし譲渡所得税の非課税措置

個人が土地、建物、株式等の現物資産を寄附した場合にその資産の取得時から寄附時までの値上がり益に対して課税される「みなし譲渡取得税」は、NPO法人に対する現物寄附の場合には、国税庁長官の承認を得ることで非課税となります（一般特例）。認定NPO法人等に対する現物寄附の場合には、一定の要件を満たす場合には、承認申請書の提出があった日から1か月又は3か月以内に承認する特例（承認特例）の対象となります。

また、既に一般特例の非課税承認を受けているNPO法人も、認定NPO法人等に該当する場合は、他の資産への買換えが柔軟になる特例（特定買換資産の特例）の対象となります。

（3）認定基準の概要等

認定 NPO 法人等になるためには、下記の要件を満たす必要があります。なお、基準を満たしていても欠格事由（p 4）に該当する場合、認定又は特例認定を受けることができません（法 47、62）。

項目	認定 NPO 法人	特例認定 NPO 法人
法人の定義	NPO 法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき一定の基準に適合したものであるものとして、所轄庁の認定を受けた NPO 法人	NPO 法人であって、 <u>新たに設立されたもの（設立後 5 年以内）</u> のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資するものと見込まれるものにつき、一定の基準（ <u>P S T 要件を除く</u> ）に適合したものであるものとして、所轄庁の特例認定を受けた NPO 法人
申請できる法人	○認定の申請書を提出した日を含む事業年度開始の日において、設立の日以後 1 年を超える期間が経過していること（注 1） ○欠格事由に該当しないこと	○特例認定の申請書を提出した日を含む事業年度開始の日において、設立の日以後 1 年を超える期間が経過していること（注 1） ○特例認定の申請書を提出した日の前日において、その設立の日から 5 年を経過しない法人であること ○認定又は特例認定を受けたことがないこと ○欠格事由に該当しないこと
認定の基準	<p>① <u>パブリック・サポート・テスト（P S T）（注 2）に適合すること（特例認定 NPO 法人にはこの基準は適用されません。）。</u></p> <p>② 事業活動において、共益的な活動の占める割合が 50%未満であること。</p> <p>③ 運営組織及び経理が適切であること。</p> <p>④ 事業活動の内容が適正であること。</p> <p>⑤ 情報公開を適切に行っていること。</p> <p>⑥ 事業報告書等を所轄庁に提出していること。</p> <p>⑦ 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと。</p> <p>⑧ 設立の日から 1 年を超える期間が経過していること。</p>	
有効期間	認定の日から 5 年	特例認定の日から 3 年
更新手続	有効期間の満了の日の 6 月前から 3 月前までの間に更新の申請書を提出	更新はできません。（認定の申請をすることはできます。）

注 1 認定を受けたことのない NPO 法人や、特例認定を受ける法人について、基準に該当しているかどうかを判断するにあたり、申請日の直前の 2 事業年度分の期間が対象となります。そのため、**設立の日から 1 年経過しているとともに、少なくとも 2 事業年度が終了していることが必要**です。

注 2 パブリック・サポート・テスト（略して「P S T」といいます。）とは、広く市民から支援を受けているかどうかを判断するための基準です。具体的には、次のいずれかに該当していることが必要です。

- ① 総収入に占める寄附金収入の割合が 5 分の 1 以上であること（**相対値基準**）
- ② 各事業年度に 3,000 円以上の寄附金を 100 人以上から受けていること（**絶対値基準**）
- ③ 事務所所在地の自治体の条例で個別指定を受けていること

P S T という「寄附金」とは、「支出する側に任意性があり、直接の反対給付がない

（対価性がない）もの」をいいます。

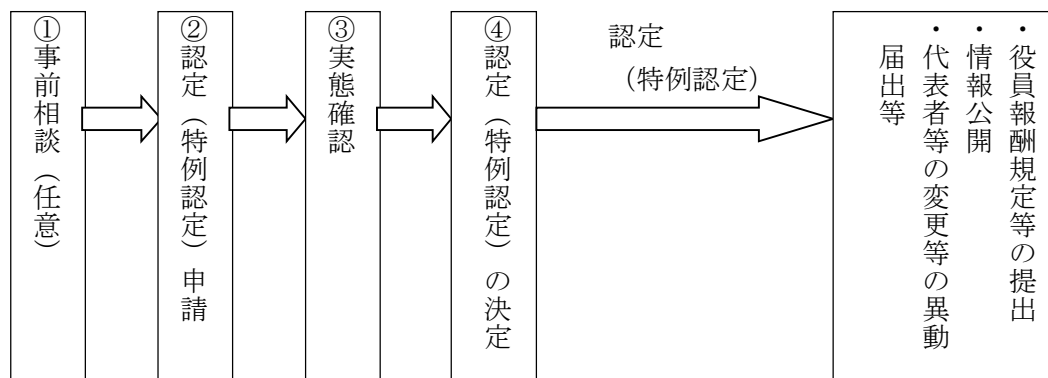
P S T要件の判断にあたって、除外される寄附金や、寄附金として算入できる助成金などがあり、金額や人数のみでP S Tを満たしていると一概に判断できない場合があります。詳しくは、「特定非営利活動促進法の手引き（認定NPO法人編）」を参照してください。

認定又は特例認定申請の欠格事由

項 目	欠 格 事 由 の 概 要
①役員のうち、左記のいずれかに該当する者がある	<p>NPO法人の役員の中に、次のいずれかに該当する者がある場合には、欠格事由に該当します。</p> <p>ア 認定NPO法人が認定を取り消された場合又は特例認定NPO法人が特例認定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定NPO法人又は当該特例認定NPO法人のその業務を行う理事であった者でその取消の日から5年を経過しないもの</p> <p>イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>ウ 法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>エ 暴力団の構成員等</p>
②認定等取消の日から5年を経過していない	認定又は特例認定を取り消され、その取消の日から5年を経過しない場合には、欠格事由に該当します。
③定款又は事業計画書の内容が法令に違反している	NPO法人の定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反している場合には、欠格事由に該当します。
④国税又は地方税の滞納処分を受けている	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているNPO法人、又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過していないNPO法人は、欠格事由に該当します。
⑤国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課されてから3年を経過していない	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過していないNPO法人は、欠格事由に該当します。
⑥左記のいずれかに該当する	<p>NPO法人が次のいずれかに該当する場合は、欠格事由に該当します。</p> <p>ア 暴力団</p> <p>イ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある</p>

2 認定等申請（初回）手続の概要

初めて認定又は特例認定の申請を行う場合の手続は次のとおりです。



（1）事前相談（任意）

申請前に、認定等申請に必要な書類の作成方法等について相談をお受けしています。

その時に、法人の運営状態の確認のため、下記に関する質問や関係書類等の提示をお願いする場合があります。

《確認させていただく事項の例》

- ・事業報告書等（法29）や役員変更届等の提出状況
※事業報告書等を期間内（毎事業年度始めの3ヶ月以内）に所轄庁へ提出していない場合は、法第45条第6項の基準に抵触します。
- ・組合等登記令に定められた登記手続の状況
- ・特定非営利活動及びその他の事業の活動内容及び収益・費用の状況（活動計算書等）
- ・会計帳簿の保管状況
- ・寄附収入金額や寄附者の人数、各種助成金等収入状況
- ・寄附金の使いみち
- ・役員の選任状況（親族や特定のグループからの役員の選任状況） 等

（2）認定（特例認定）申請

申請に必要な書類は次のとおりです。

認定（特例認定）申請に必要な書類の書式・記載例は県ホームページからダウンロードできます。

ホーム > くらし・環境 > 協働・社会貢献 > NPO・ボランティア > NPO 法人関連情報 > 認定 NPO 法人及び特例認定 NPO 法人申請の様式及び書式

https://www.pref.tochigi.lg.jp/c01/nintei_sinsei.html

申請書・添付書類		認定	特例認定	
1	認定（特例認定）申請書	○	○	
2	寄附者名簿（条例個別指定基準に適合する法人は、寄附者名簿の添付は必要ありません。 なお、栃木県では、条例個別指定基準の適用はありません。）	○	○	
3 認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類				
一号基準	イ、ロ（ハ）のいずれか1つの基準を選択	イ 相対値基準・原則 又は 相対値基準・小規模法人	○	-
		認定基準等チェック表（第1表 相対値基準用）		
		受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1 相対値基準用）		
		社員から受け入れた会費の明細表（第1表付表2 相対値基準用）		
		ロ 絶対値基準	○	-
		認定基準等チェック表（第1表 絶対値基準用）		
ハ 条例個別指定基準（※栃木県ではこの基準の適用はありません。）	○	-		
認定基準等チェック表（第1表 条例個別指定法人用）				
二号基準	いずれか	認定基準等チェック表（第2表）	○	○
		認定基準等チェック表（第2表 条例個別指定法人用） （※栃木県ではこの基準の適用はありません。）		
三号基準		認定基準等チェック表（第3表）	○	○
		役員 の 状況（第3表付表1）	○	○
		帳簿組織の状況（第3表付表2）	○	○
四号基準		認定基準等チェック表（第4表）	○	○
		役員等に対する報酬等の状況（第4表付表1）	○	○
		役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）	○	○
基五 準号		認定基準等チェック表（第5表）	○	○
基八六 準号		認定基準等チェック表（第6、7、8表）	○	○
		欠格事由チェック表	○	○
		国税納税証明書（その4）、都道府県及び市区町村から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書	○	○
4	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	○	○	

上記の他、法定の提出書類ではありませんが、円滑な認定審査のため、栃木県では「役員調書」の提出をお願いしています。

(3) 実態確認

認定基準等の該当性や申請書類の記載内容を確認するため、法人事務所で参考資料の確認をさせていただきます。法人の運営状況によっては、下記の他にも資料を確認することがあります。

確認させていただく書類の事例		備考
1	事業活動内容がわかる資料	パンフレット、会報誌、チラシ、マスコミで紹介されている記事、事業所一覧等
2	事業費の内容がわかる資料	施設利用料金、イベント等の開催回数、募集内容等、支出先など、委託契約書等
3	管理運営状況がわかる資料	総会や理事会の開催記録、NPO法やその他の法令に基づく手続の履行状況
4	経理に関する資料	総勘定元帳、現金出納帳、請求書・領収書等の帳簿や取引記録
5	寄附金や会費の内容がわかる資料	会員名簿、会費に関する規約、現物寄附の評価額、寄附金・会費に係る特典等
6	助成金・補助金収入を受けている場合は、その内容がわかる資料	募集要項、申請書及び決定通知書、実績報告書等
7	法人と役員等との取引がある場合は、その内容がわかる資料	取引内容、契約書、支払記録等
8	職員を雇用している場合は、その労務管理に関する資料	賃金支給に関する定め、職員名簿、出勤簿、賃金台帳、源泉徴収簿、雇用保険加入状況、社会保険加入状況
9	役員報酬の支給がある場合は、その内容がわかる資料	役員報酬支給に関する定め、支払記録
10	情報公開に関する資料	閲覧書類設置状況、閲覧に関する規約
11	特定の第三者を通じて活動を行っている場合、特定の第三者の活動内容及びNPO法人と特定の第三者との関係がわかる資料	

(4) 認定（特例認定）の決定

所轄庁は、認定（特例認定）又は不認定の決定をしたときは、書面により通知します。不認定の場合は、その理由も記載されます。

また、認定（特例認定）の決定をしたときは、所轄庁はインターネットの利用等により当該認定NPO法人等の名称等を公示することとなっており、栃木県の場合は県ホームページに掲載することとしています。

3 認定NPO法人等の義務

認定NPO法人等になると、認証NPO法人としての義務の他、新たに認定NPO法人等としての義務が発生します。

(1) 事業年度終了後の役員報酬規程等の提出

事業報告書等を毎事業年度始めの3ヶ月以内に所轄庁へ提出するほか、役員報酬規程等も提出する必要があります。2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定NPO法人等は、所轄庁のほか所轄庁以外の関係知事にも提出しなければなりません。

提出書類		
1	認定（特例認定）特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書	
2	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 (内容に変更がない場合、毎事業年度の提出は不要)	
3	収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項を記載した書類	前 事 業 年 度 の 収 益 の 明 細 な ど
4	次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 ロ 役員等との取引	
5	寄附者（当該認定NPO法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定NPO法人等に対する寄附金の合計額が20万円以上であるものに限り、）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類	
6	役員等に対する報酬及び給与の状況 イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロに係る部分を除く。） ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項	
7	支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日	
8	海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日を記載した書類	
9	認定基準等チェック表（第3表、第4表（初葉）、第5表、第7表）、欠格事由チェック表	

(2) 助成金の報告

認定NPO法人等は、助成金の支給を行ったときには、所轄庁の条例で定めるところにより、支給後遅滞なく、助成金の実績を記載した書類を作成し、所轄庁に提出しなければなりません。

(3) その他必要な報告

認定 NPO 法人等は、次表に該当する場合にも書類を所轄庁等に提出する必要があります。

	提出するとき	提出書類	提出先
1	<p>所轄庁から認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の通知を受けた場合（法 49④、法 51⑤、法 62）</p> <p>※二以上の都道府県に事務所を設置する法人に限ります。</p>	<p>①直近の事業報告書等</p> <p>②役員名簿</p> <p>③定款等</p> <p>④認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請書に添付した書類の写し</p> <p>⑤認定、特例認定又は認定の有効期間の更新に関する書類の写し</p> <p>⑥法規 27②、法規 28 及び法規 33①に規定されている提出書（認定の通知を受けた場合は様式第 1 号、特例認定を受けた場合は様式第 4 号、認定の有効期間の更新を受けた場合は様式第 2 号）</p> <p>※①～③は、認定の有効期間の更新の場合は提出不要です（法 51⑤）。</p>	所轄庁以外の関係知事
2	<p>役員の変更等をした場合（法 52①、法 62、法 23）</p>	<p>①役員の変更等届出書</p> <p>②変更後の役員名簿</p> <p>③役員が新たに就任した場合は、</p> <p style="padding-left: 20px;">イ その役員が法第 20 条（役員の欠格事由）に該当しないこと及び法第 21 条（役員の親族等の排除）に違反しないことを誓約し、就任を承諾する書面の写し</p> <p style="padding-left: 20px;">ロ 当該役員の住所又は居所を証する書面として条例で定めるもの</p>	所轄庁（二以上の都道府県に事務所を設置する法人は所轄庁及び所轄庁以外の関係知事）
3	<p>定款を変更した場合（所轄庁の認証が必要な場合を除きます。）（法 52①、法 62、法 25⑥）</p>	<p>①定款変更届出書</p> <p>②当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本</p> <p>③変更後の定款</p> <p>④その他所轄庁及び所轄庁以外の関係知事の条例で定める事項</p>	所轄庁以外の関係知事
4	<p>定款の変更に係る登記をした場合（法 52①、法 62、法 25⑦）</p>	<p>①定款の変更の登記完了提出書</p> <p>②登記をしたことを証する登記事項証明書</p>	
5	<p>定款の変更の認証を受けた場合（法 52②、法 62、法 25③④）</p> <p>※二以上の都道府県に事務所を設置する法人に限</p>	<p>①認定（特例認定）特定非営利活動法人の定款変更の認証を受けた場合の提出書</p> <p>②当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本</p> <p>③変更後の定款</p> <p>④その他所轄庁以外の関係知事の条例で定める事</p>	所轄庁以外の関係知事

	ります。	項	
6	認定 NPO 法人等が所轄庁の変更を伴う定款の変更の認証を受けなければならない事項の申請をする場合（法 52③、法 62、法規 30、法規 34、法 26①）	<ul style="list-style-type: none"> ①定款の変更の認証を受けなければならない事項（法 25③）に係る定款変更認証申請書 ②定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本 ③変更後の定款 ④定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書（法 11①三又は十一に掲げる事項に限ります。） ⑤役員名簿 ⑥宗教活動等を主たる目的等とするものではないこと（法 2②二）及び暴力団等に該当しないものであること（法 12①三）を確認したことを示す書面 ⑦直近の事業報告書等 ⑧認定等申請書に添付した寄附者名簿等全ての添付書類の写し ⑨認定等に関する書類の写し ⑩所轄庁に提出した直近の役員報酬規程等（寄附者名簿を除く添付書類を含みます。）の写し ⑪所轄庁に提出した直近の助成金の実績を記載した書類 	変更前の所轄庁を經由して変更後の所轄庁へ提出
7	認定 NPO 法人等の代表者の氏名に変更があった場合（法 53①、法 62）	認定（特例認定）特定非営利活動法人の代表者変更届出書	所轄庁
8	認定 NPO 法人等がその事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置した場合（法 53④、法 62、法規 31②、法規 33②）	<ul style="list-style-type: none"> ①直近の事業報告書等 ②役員名簿 ③定款等 ④認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請書に添付した書類の写し ⑤認定、特例認定又は認定の有効期間の更新に関する書類の写し ⑥法規 31②及び法規 33②に規定されている提出書（認定 NPO 法人は様式第 3 号、特例認定 NPO 法人は様式第 5 号） 	所轄庁以外の関係知事

(4) 情報公開

① NPO 法人事務所における書類の備置き

認定 NPO 法人等は、認定等を受けたときは、以下の書類をその事務所に備え置かなければならないこととされています。

書 類 名	備置き期間	
	認定	特例認定
認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 (法 54①)	認定の日から起算して 5 年間	特例認定の日から起算して 3 年間
認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 (法 54①)		
前事業年度の寄附者名簿 (法 54②一)	作成の日から起算して 5 年間	作成の日から起算して 3 年間
前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 (法 54②二)	作成の日から起算して 5 年が経過した日を含む事業年度の末日までの間	翌々事業年度の末日までの間
前事業年度の収益の明細など (法 54②三)		
法第 45 条第 1 項第 3 号 (ロに係る部分を除く。)、第 4 号イ及びロ、第 5 号並びに第 7 号に掲げる基準に適合している旨及び欠格事由のいずれにも該当していない旨を説明する書類 (法 54②四、法規 32②)		
「助成金の支給の実績」を記載した書類 (法 54③)		
		作成の日から特例認定の有効期間の満了の日までの間

② 情報公開 (閲覧・謄写)

認定 NPO 法人等は、閲覧対象の書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならないこととされています。社員や利害関係人に限らず、原則としてすべての請求者に閲覧させることとなります。

認定 NPO 法人等及び所轄庁において閲覧 (所轄庁においては謄写も可能です。) 対象となる書類及びその閲覧可能年分は以下のとおりです。

書 類 名	認定 NPO 法人等 (閲覧)	所 轄 庁 (閲覧又は謄写)
事業報告書等 (注 1)	○	○
事業報告書		
計算書類 (活動計算書、貸借対照表)		
財産目録		
年間役員名簿 (各事業年度において役員であった者全員の氏名及び住所等並びに報酬の有無を記載した名簿)		
社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所等を記載した書面		
役員名簿 (注 1)	(注 2)	(注 2)
定款等 (定款、認証及び登記に関する書類の写し)		

認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		○	(注3) 効期間中の認定の有	○	(注3) 効期間中の認定の有
認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		○		○	
前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		○		○	
前事業年度の収益の明細など	収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項を記載した書類	○	作成日から5年が経過した日を含む事業年度の末日まで(注4)	○	過去5年間に提出を受けたもの(注5)
	資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項を記載した書類	○		×	
	次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 ロ 役員等との取引	○		○	
	寄附者(当該認定NPO法人等の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定NPO法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限り、)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類	○		○	
	役員等に対する報酬及び給与の状況を記載した書類 イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロに係る部分を除く。) ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項	○		○	
	支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日を記載した書類	○		○	
	海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日を記載した書類	○		○	
法第45条第1項第3号(ロに係る部分を除く。)、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨及び欠格事由のいずれにも該当していない旨を説明する書類		○		○	
「助成金の支給の実績」を記載した書類		○	作成の日から5年が経過した日を含む事業年度の末日まで(注6)	○	
寄附者名簿			×		×
認定(特例認定)申請書			×		×
認定(特例認定)申請書の添付書類のうち上記に含まれていないもの			×		×

(注1) 認定NPO法人等が閲覧させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができます。所轄庁が閲覧又は謄写させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いて閲覧又は謄写させなければなりません(法30、52⑤)。

- (注2) 所轄庁又は認定 NPO 法人等において役員名簿又は定款等の閲覧等を行う場合には、最新のものが閲覧等の対象となります。
- (注3) 特例認定 NPO 法人の場合は特例認定の日から3年間
- (注4) 特例認定 NPO 法人の場合は翌々事業年度の末日まで
- (注5) 特例認定 NPO 法人の場合は過去3年間に提出を受けたもの
- (注6) 特例認定 NPO 法人の場合は作成の日から特例認定の有効期間の満了の日まで

4 監督等

(1) 報告及び検査

所轄庁は、認定 NPO 法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定 NPO 法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせることができます。また、所轄庁の職員に当該認定 NPO 法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができます（法 64①）。

なお、所轄庁以外の関係知事も、当該認定 NPO 法人等に対し、当該都道府県の区域内における業務若しくは財産の状況に関し報告をさせることができ、所轄庁以外の関係知事の職員に、当該都道府県の区域内に所在する当該認定 NPO 法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができます（法 64②）。

(2) 勧告、命令等

所轄庁は、認定 NPO 法人等について、認定又は特例認定の取消事由のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定 NPO 法人等に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができます（法 65①）。

所轄庁以外の関係知事も、当該認定 NPO 法人等に対し、期限を定めて、当該都道府県の区域内における事業活動について、その改善のために必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができます（法 65②）。

また、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、上記による勧告を受けた認定 NPO 法人等が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかったときは、当該認定 NPO 法人等に対し、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができます（法 65④）。

なお、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、上記の勧告又は命令をしたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その勧告の内容又は命令をした旨を公示することとされています（法 65③⑥）。

(3) その他の事業の停止

所轄庁は、その他の事業を行う認定 NPO 法人につき、その他の事業から生じた利益が当該認定 NPO 法人が行う特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認めるときは、当該認定 NPO 法人に対し、その他の事業の停止を命ずることができます（法 66①）。

なお、所轄庁は、命令を書面により行うよう努めることとされており、当該命令をしたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公示することとされています（法 66②、65⑤⑥）。

(4) 認定等の取消し

所轄庁は、認定 NPO 法人等が次のいずれかに該当するときは、認定又は特例認定（以下「認定等」といいます。）を取り消さなければなりません（法 67①③）。

- ① 欠格事由（認定等を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないものを除きます。）のいずれかに該当するとき
 - ② 偽りその他不正の手段により認定、特例認定、認定の有効期間の更新並びに合併による地位の承継の認定を受けたとき
 - ③ 正当な理由がなく、上記（2）の命令又は（3）のその他の事業の停止命令に従わないとき
 - ④ 認定NPO法人等から認定又は特例認定の取消しの申請があったとき
- また、所轄庁は、認定NPO法人等が法67②のいずれかに該当するときは、認定等を取り消すことができます。

（5）罰則

法の規定に違反した場合には、以下の①～③の罰則が設けられています。

① 6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金

偽りその他不正の手段により認定、認定の有効期間の更新、特例認定又は認定NPO法人等と認定NPO法人等でない法人の合併について所轄庁の認定を受けた者は、6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます（法77）。

② 50万円以下の罰金

次のア～エに該当する者は、50万円以下の罰金に処せられます（法78、79）。

- ア 認定NPO法人又は特例認定NPO法人でない者であって、その名称又は商号中に、認定NPO法人又は特例認定NPO法人であると誤認されるおそれのある文字を用いた者（法50①、62、78二、四）
- イ 不正の目的をもって、他の認定NPO法人又は特例認定NPO法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者（法50②、62、78三、五）
- ウ 正当な理由がないのに、上記（2）の規定による命令に違反して、その命令に係る措置をとらなかった者（法65④、78六）
- エ 正当な理由がないのに、上記（3）の規定による停止命令に違反して引き続きその他の事業を行った者（法66①、78七）

③ 20万円以下の過料

以下のア～エのいずれかに該当する場合には、NPO法人の理事、監事又は清算人は、20万円以下の過料に処せられます（法80）。

- ア 認定NPO法人等が、代表者の氏名に変更があったときの所轄庁への届出等（法52①、53①）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき（法80三）
- イ 認定NPO法人等が、認定申請の添付書類及び役員報酬規程等の備置きの規定（法54①～③）に違反して、その事務所に備え置かなければならない書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（法80四）
- ウ 二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定NPO法人等が認定の通知を受けたとき、若しくは認定NPO法人等が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置したときの関係知事への直近の事業報告書等、役員名簿及び定款等の提出の規定（法49④、53④）、二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定NPO法人等が定款変更の認証を受けたときの関係知事

への社員総会の議事録の謄本等の提出の規定（法 52②）又は認定 NPO 法人等の所轄庁への役員報酬規程等の提出の規定（法 55①②）に違反して、毎事業年度 1 回提出しなければならない書類又はその他の報告書類の提出を怠ったとき（法 80 五）

エ 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事へ法 64①又は②による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき（法 80 十）

事前チェックシート

- 認定又は特例認定を受けるためには、法令に定められた次に掲げる基準等(特例認定を受ける場合は①を除く)に適合する必要があります。
(注) 特例認定は、設立の日から5年を経過した法人及び過去に認定又は特例認定を受けたことがある法人は受けることができません
- 申請書の提出を検討されている方は、まず、以下の9項目(特例認定を受ける場合は①を除く)のチェックポイントを確認してください。
- 項目①イ・ロ、②、④D・Eは実績判定期間において、項目①ハは申請日の前日において、項目③、④A・B・C、⑤、⑥、⑦は、認定時まで継続して、各基準に適合しておく必要があります。
- 実績判定期間とは、認定基準等の判定対象となる期間のことです。チェックに当たっては、直前に終了した事業年度以前の5事業年度分(初めて認定又は特例認定を受けようとする法人は2事業年度分)の各科目の合計金額を使用します。詳しくは次のページでご確認ください。

《チェックポイント》

① (特 例 認 定 除 く)	イ【相対値基準】 収入金額に占める寄附金の割合が20%以上である 又は ロ【絶対値基準】 年3,000円以上の寄附者の数が平均100人以上である 又は ハ【条例個別指定】 都道府県又は市区町村の条例による個別指定を受けている	適・否
	② 事業活動において、共益的な活動の占める割合が50%未満である	適・否
	③ 運営組織及び経理が適切である	適・否
	④ 事業活動の内容が適正である	適・否
	⑤ 情報公開を適切に行っている	適・否
	⑥ 所轄庁に対して事業報告書などを提出している	適・否
	⑦ 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がない	適・否
	⑧ 設立の日から1年を超える期間が経過している	適・否
	⑨ 欠格事由のいずれにも該当しない	適・否

ご注意ください！

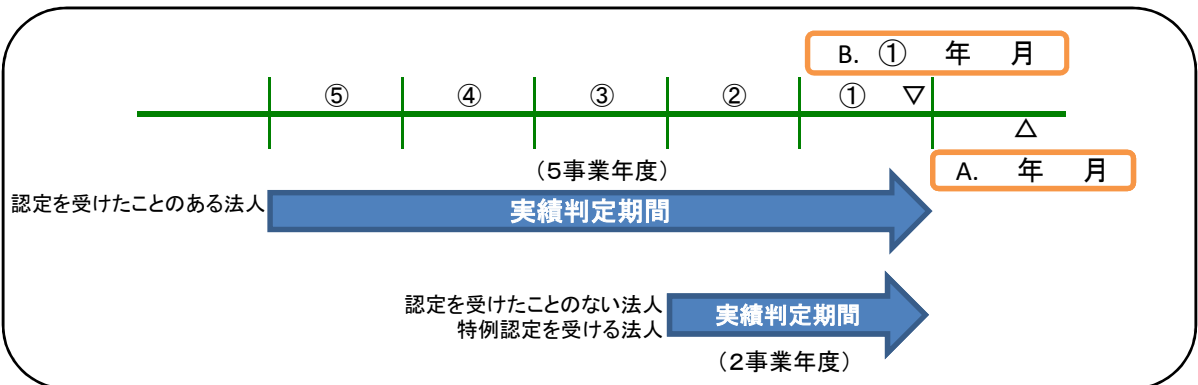
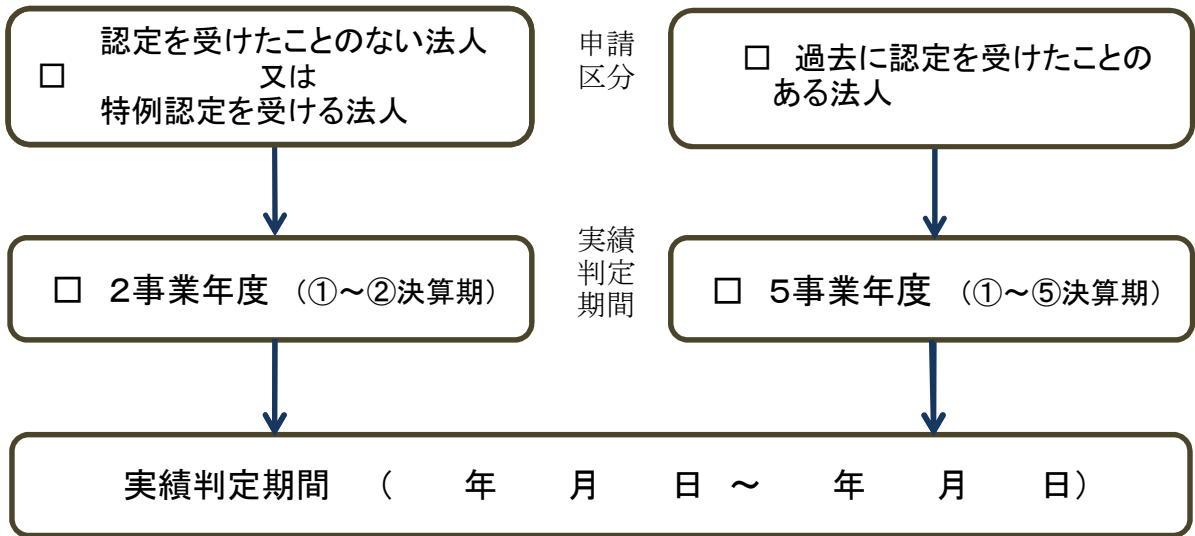
- このチェックシートは、認定基準等を満たしているかどうかを簡易的に自己チェックするためのもので、全てのチェック項目が「適」となった場合でも必ず認定又は特例認定を受けることは限りません。
- ご不明な点がある場合や認定基準等の具体的な手続等についてお尋ねになりたい場合には、お気軽に所轄庁(栃木県県民生活部県民文化課)にお問い合わせください。

— 実績判定期間について —

- 実績判定期間とは、認定を受けようとする法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(過去に認定を受けたことのない法人又は特例認定を受ける法人の場合は2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいいます。

A. 申請(予定)年月日 (年 月 日)	B. 直前終了事業年度 (① 年 月 日 ~ 年 月 日)
---------------------------	----------------------------------

Bの1年前事業年度	② (年 月 日 ~ 年 月 日)
Bの2年前事業年度	③ (年 月 日 ~ 年 月 日)
Bの3年前事業年度	④ (年 月 日 ~ 年 月 日)
Bの4年前事業年度	⑤ (年 月 日 ~ 年 月 日)



- ☆ 認定基準等①については、イ、ロ、ハのいずれかの基準を選択して適用いただくことになります。
- ☆ 特例認定を受けようとするNPO法人は、認定基準等①の確認は必要ありません。

認定基準等①-イ —パブリック・サポート・テスト(PST)について—
【相対値基準】

実績判定期間における

A. 活動計算書の「総収入金額 ^(注) 」	(円)
B. 国・地方公共団体からの補助金等	(円)
C. 資産売却による臨時収入	(円)
D. 1,000円未満の寄附金(同一者からの合計額)	(円)
E. 氏名又は名称が明らかでない寄附金	(円)
F. 休眠預金等交付金関係助成金	(円)
G. 差引金額(A - B - C - D - E - F)	(円)

(注)「総収入金額」欄には、活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。

実績判定期間における

H. 受け入れた「寄附金総額 ^(注) 」	(円)
I. 同一者からの寄附金のうち、Hの10%を超える額の合計	(円)
J. 1,000円未満の寄附金(同一者からの合計額)	(円)
K. 氏名又は名称が明らかでない寄附金	(円)
L. 休眠預金等交付金関係助成金	(円)
M. 差引金額(H - I - J - K - L)	(円)

(注)対価性のない助成金等を含みます。



$$\frac{\text{Mの金額()}}{\text{Gの金額()}} \geq 20\% \text{である}$$

はい

いいえ

(適)
認定基準等①-イに
適合すると思われます

(否)
認定基準等に
適合しません

※ 初めて認定を受けようとする場合は、実績判定期間に係る寄附者名簿を作成し、申請書に添付してください。

- ☆ 認定基準等①については、イ、ロ、ハのいずれかの基準を選択して適用いただくことになります。
- ☆ 特例認定を受けようとするNPO法人は、認定基準等①の確認は必要ありません。

認定基準等①-ロ —パブリック・サポート・テスト(PST)について—
【絶対値基準】

実績判定期間において、年間3,000円以上(ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上)の寄附者の数が年平均100人以上である。

はい

いいえ

(適)
認定基準等①-ロに
適合すると思われます

(否)
認定基準等に
適合しません

(注意事項)

- 寄附者の氏名(法人・団体にあつては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者のみを数えます。
- 寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人として数えます。
- 申請法人の役員及びその役員と生計を一にする者が寄附者の場合は、これらの者は寄附者数に含めません。

★ 実績判定期間中に、年3,000円以上(ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上)の寄附者が100人以上でない事業年度がある場合には、次の算式により年平均100人となるかどうか判定してください。

★ 実績判定期間中に、一月に満たない月がある場合は、それを一月とみなして月数を数えます。

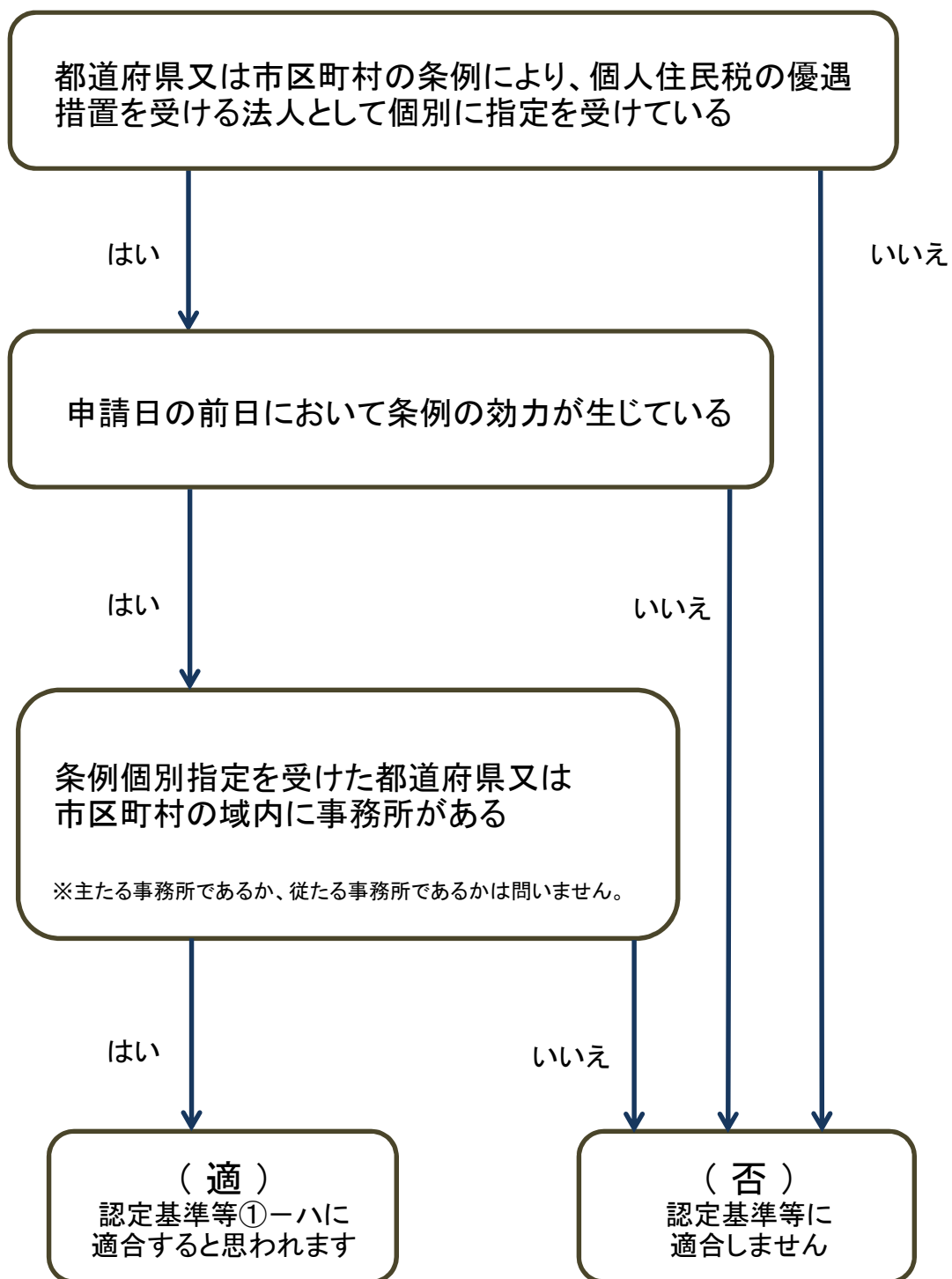
実績判定期間月数(A)				年3,000円以上の寄附者数(B)		
①	自	年	月	日	月	人
	至	年	月	日		
②	自	年	月	日	月	人
	至	年	月	日		
③	自	年	月	日	月	人
	至	年	月	日		
④	自	年	月	日	月	人
	至	年	月	日		
⑤	自	年	月	日	月	人
	至	年	月	日		
	合計				月	人

$$\frac{Bの合計() \times 12}{Aの合計()} = \boxed{\text{年平均}} \text{人} \geq 100$$

※ 初めて認定を受けようとする場合は、実績判定期間に係る寄附者名簿を作成し、申請書に添付してください。

- ☆ 認定基準等①については、イ、ロ、ハのいずれかの基準を選択して適用いただくことになります。
- ☆ 特例認定を受けようとするNPO法人は、認定基準等①の確認は必要ありません。

認定基準等①-ハ ―パブリック・サポート・テスト(PST)について― 【条例個別指定法人】



※ 申請書に寄附者名簿の添付は必要ありません。

認定基準等② — 活動の対象について —

実績判定期間における事業活動

A. 会員等のみを対象とした物品の販売やサービスの提供

B. 会員等のみが参加する会議や会報誌の発行

C. 特定のグループにのみ便益が及ぶ活動

D. 特定の人物や著作物に関する普及啓発や広告宣伝などの活動

E. 特定の者の意に反した行為を求める活動

F. 特定の地域に居住する者にのみ便益が及ぶ活動



AからF(条例で個別に指定されている法人は、AからE)の事業活動の割合は、NPO法人の事業活動全体の50%未満である

はい

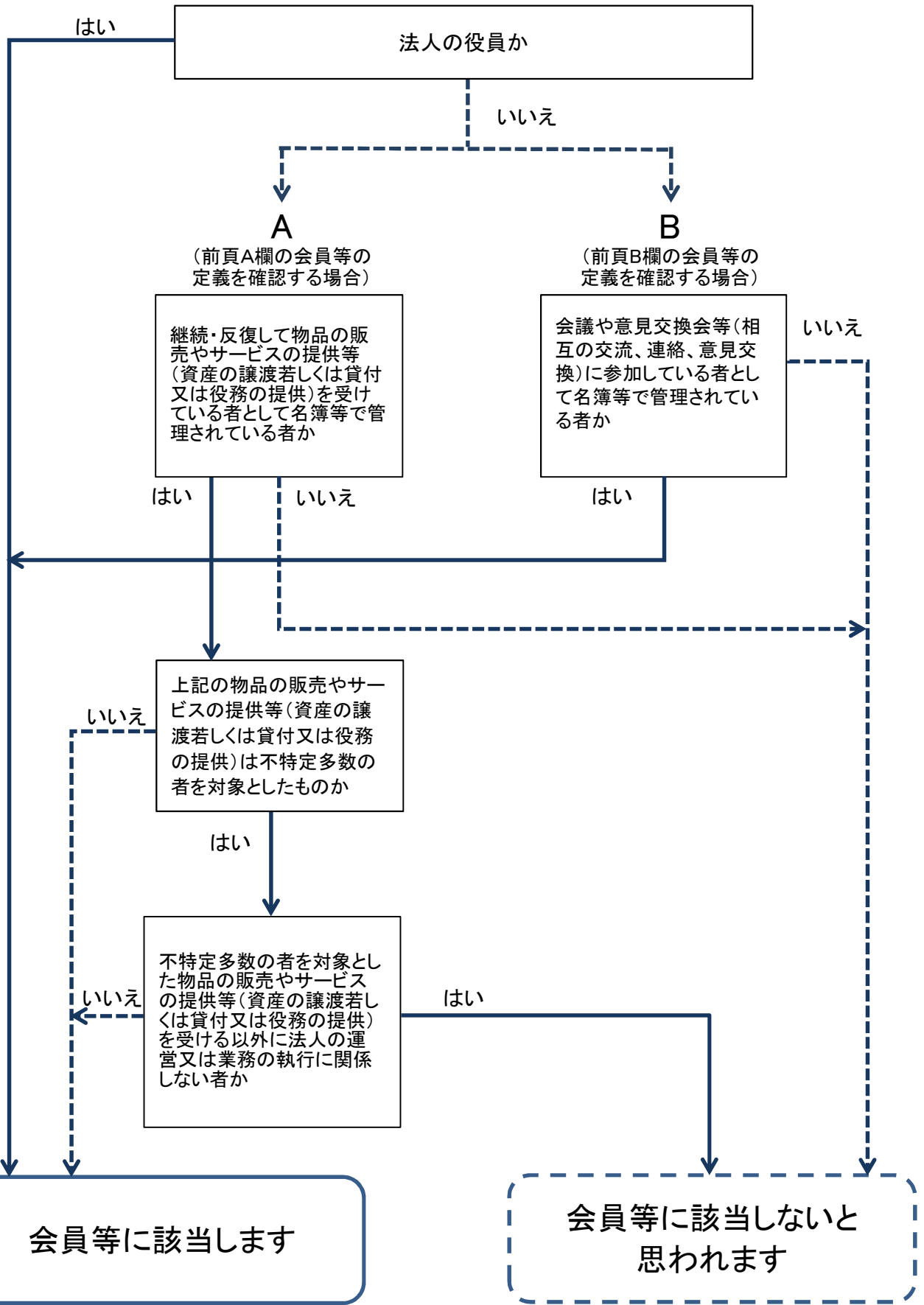
いいえ

(適)
認定基準等②に
適合すると思われます

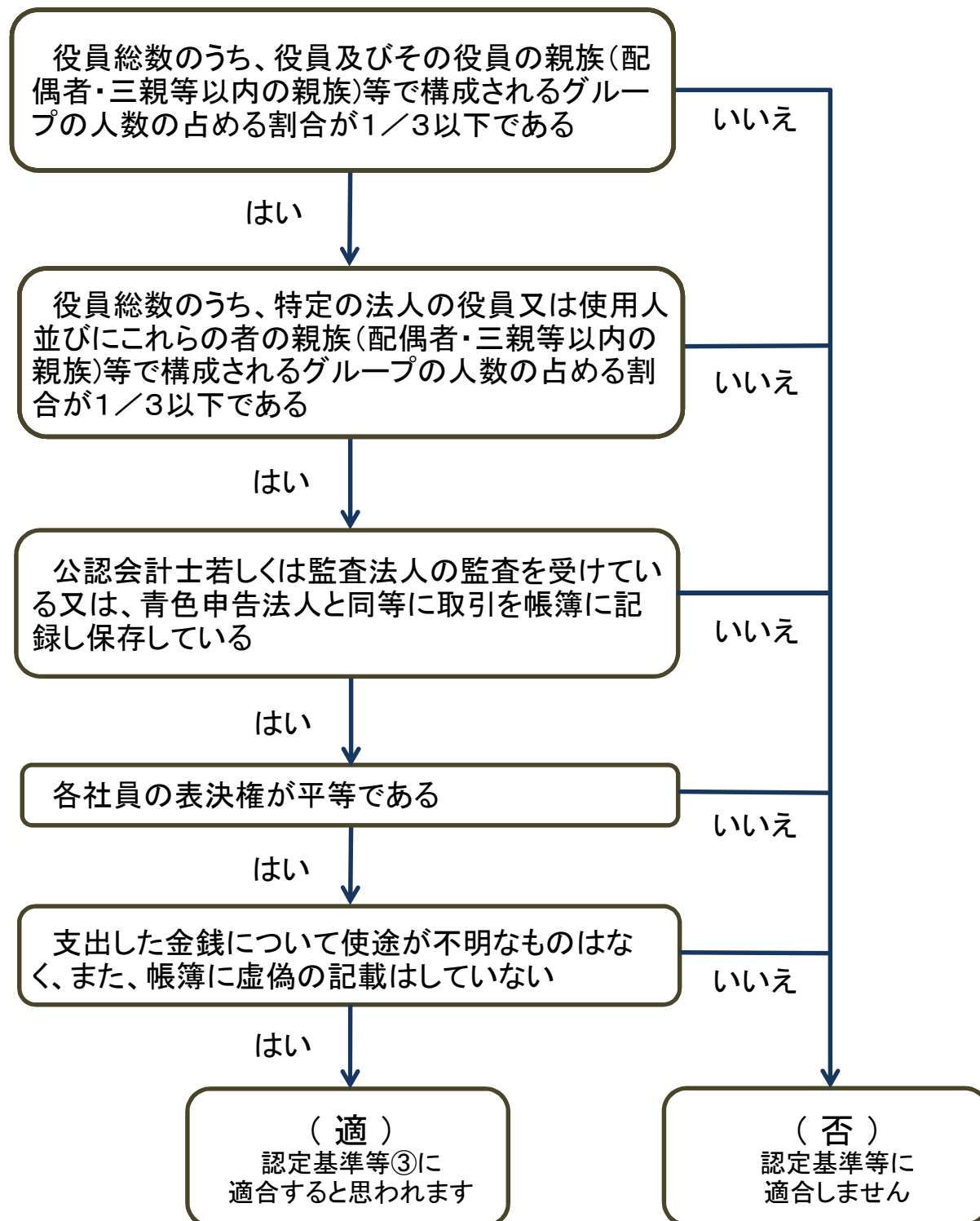
(否)
認定基準等に
適合しません

認定基準等②

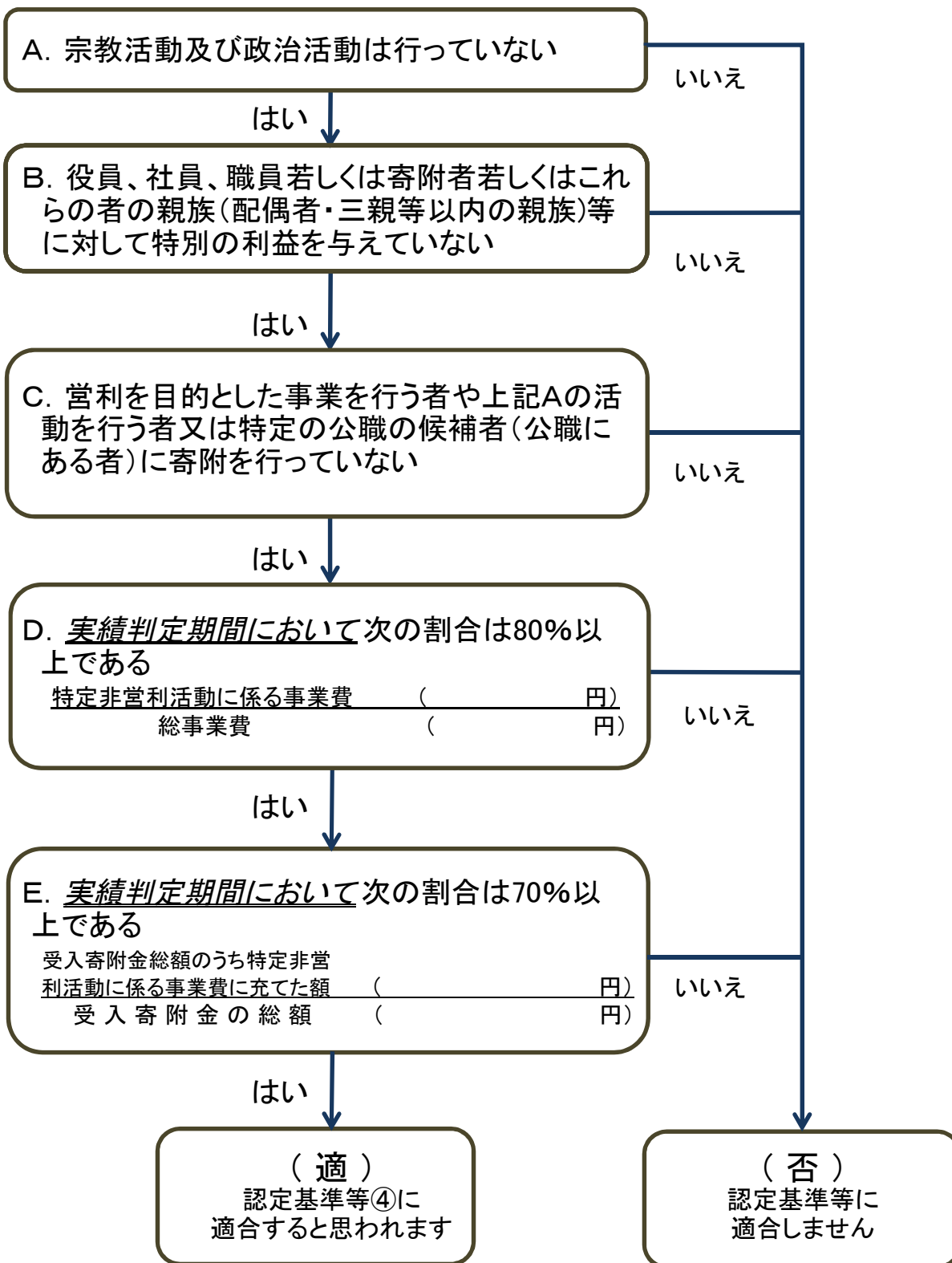
(参考)「会員等」について



認定基準等③ — 運営組織及び経理について —

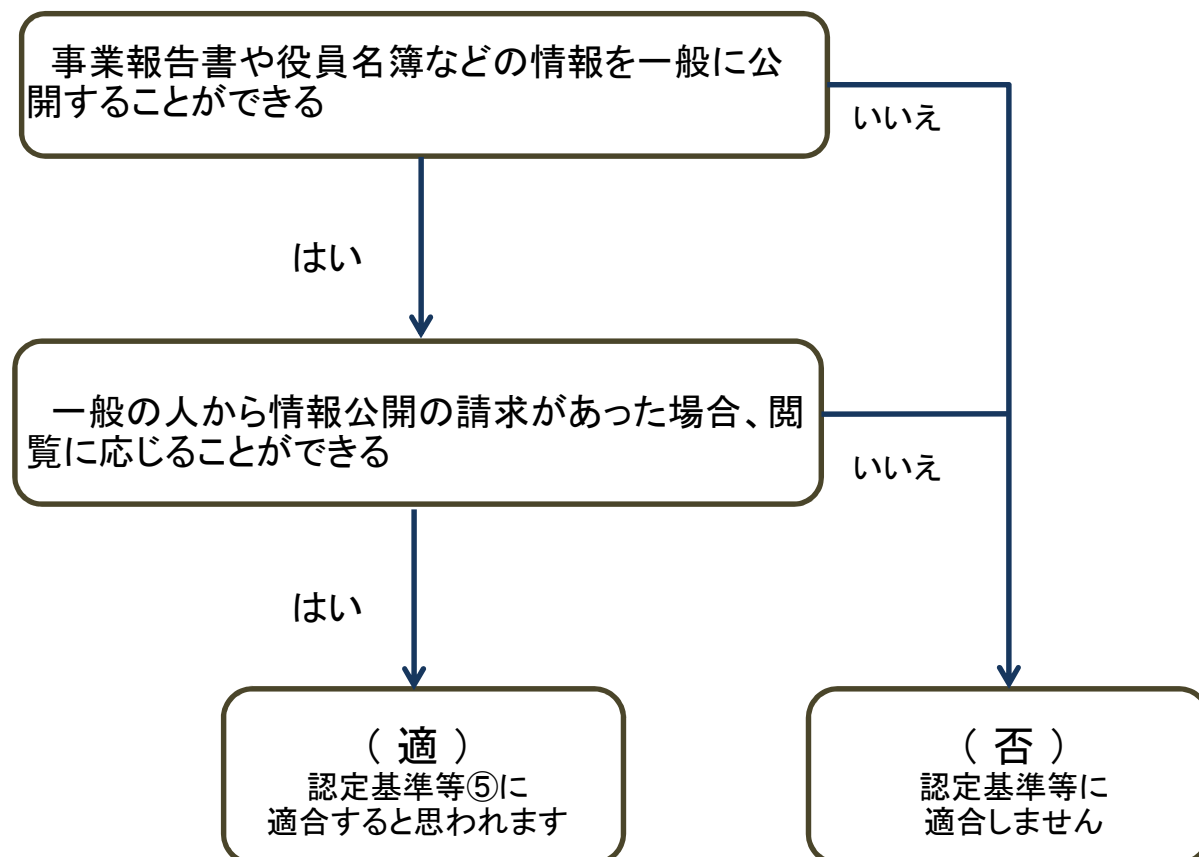


認定基準等④ — 事業活動について —



※ 事業費とは、法人の事業の目的のために直接要した費用で管理費以外のものをいいます。

認定基準等⑤ — 情報公開について —



※ 閲覧の対象となる書類

- ・ 事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）
- ・ 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ・ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- ・ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ・ 収益の明細その他資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項等を記載した書類
- ・ 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し

認定基準⑥ — 所轄庁への書類提出について —

各事業年度において、事業報告書等を所轄庁に提出している

はい

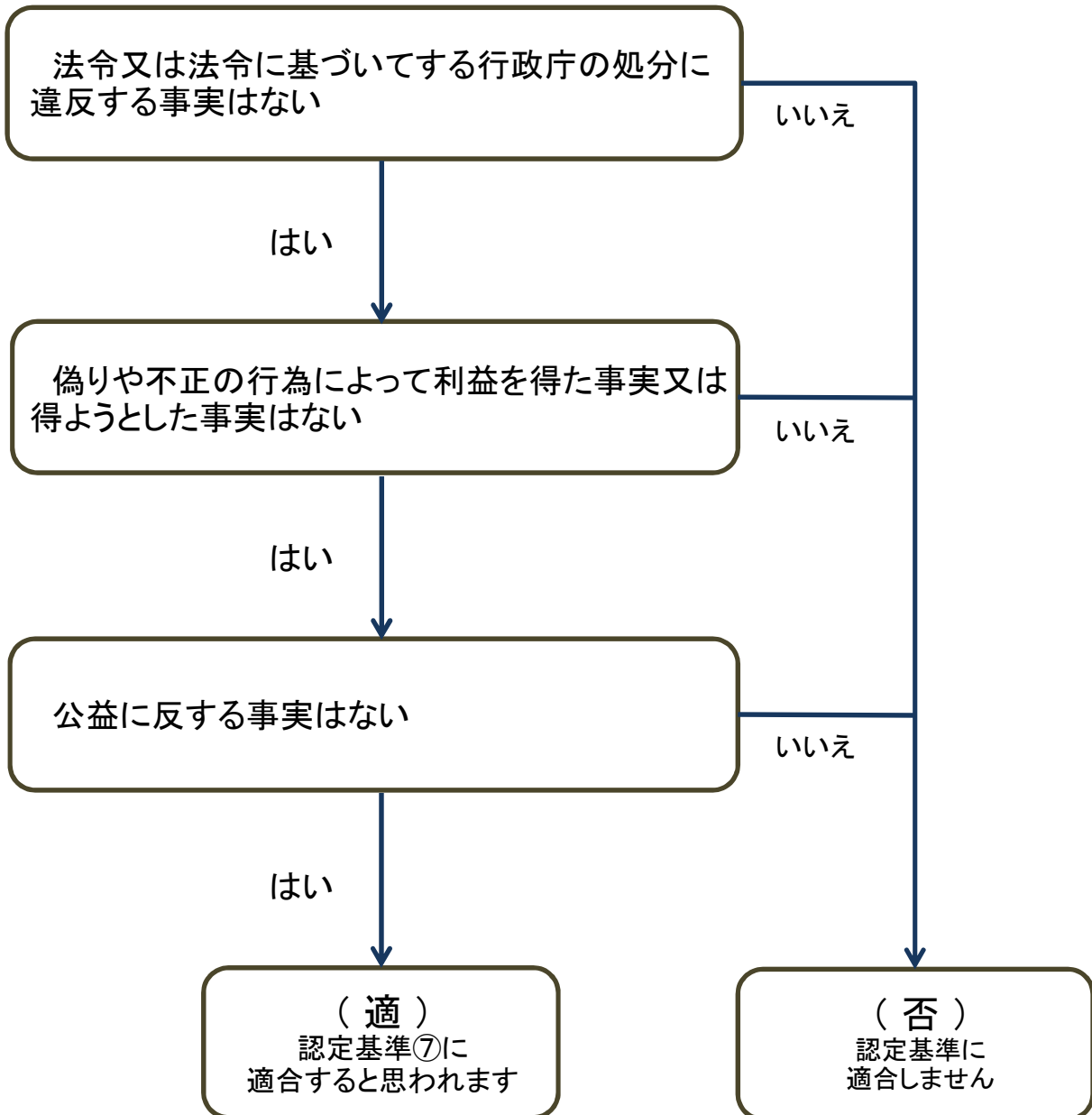
(適)
認定基準⑥に
適合すると思われます

いいえ

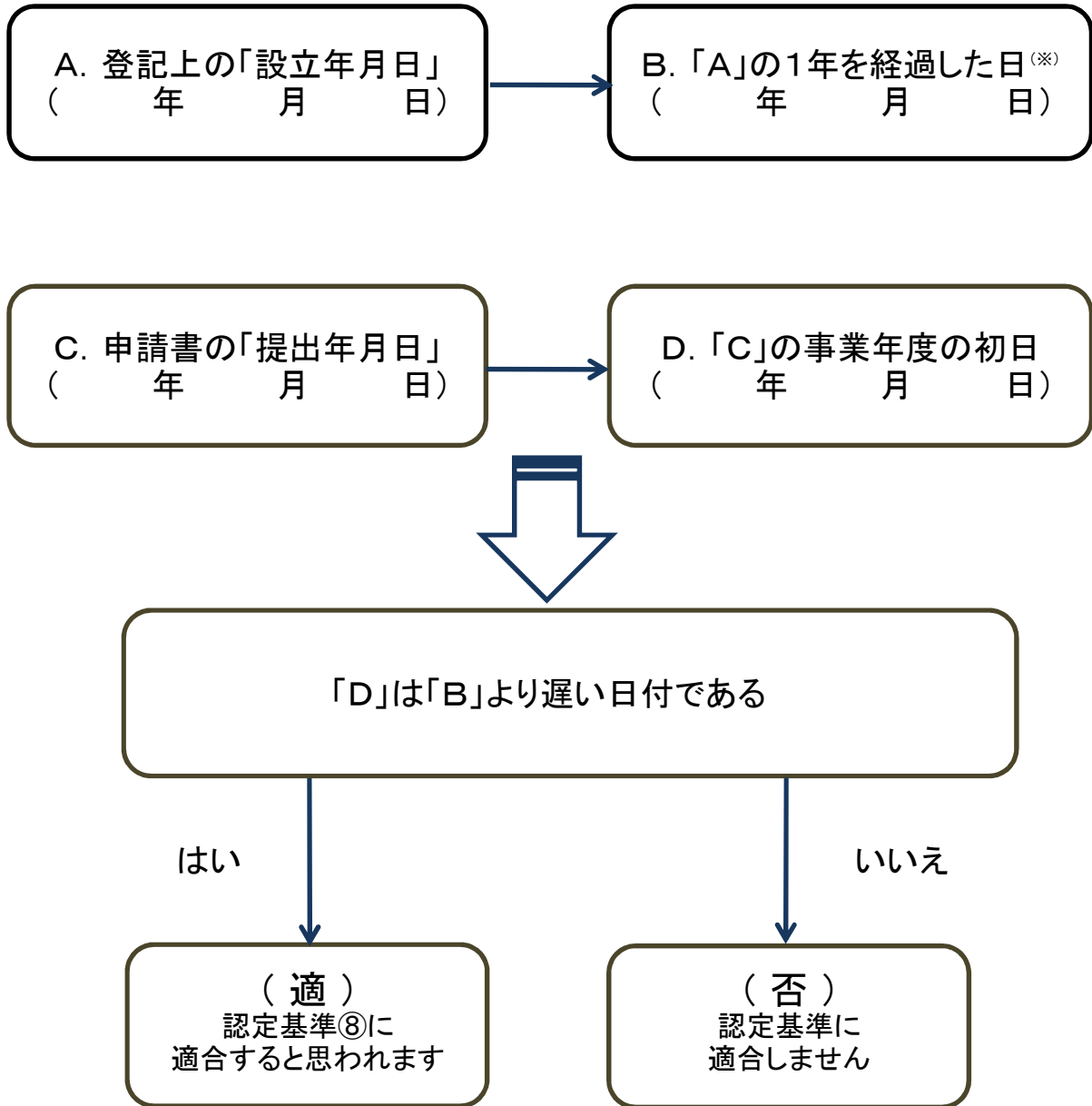
(否)
認定基準に
適合しません

- ※ 事業報告書等
- ・ 事業報告書
 - ・ 活動計算書
 - ・ 貸借対照表
 - ・ 財産目録
 - ・ 年間役員名簿
 - ・ 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面

認定基準⑦ — 不正行為等について —



認定基準⑧ — 設立後の経過期間について —



※ 合併によって設立したNPO法人が申請を行う場合は、各合併消滅法人の設立の日から1年を経過した日のうち最も早い日を記入します。

また、合併によって存続したNPO法人が申請を行う場合は、合併法人及び各合併消滅法人の設立の日から1年を経過した日のうち最も早い日を記入します。

— 欠格事由について —

○役員のうち、次のA～Dのいずれかに該当する者がある

A. 認定又は特例認定を取り消された法人において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者

B. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

C. NPO法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

D. 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者(J.において「暴力団の構成員等」といいます。)

はい

いいえ

E. 認定又は特例認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない

はい

いいえ

F. 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している

はい

いいえ

G. 国税又は地方税の滞納処分が執行されているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない

はい

いいえ

H. 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない

はい

いいえ

○次のいずれかに該当する法人

I. 暴力団

J. 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人

はい

いいえ

(適)

欠格事由に該当
しないと思われます

(否)

欠格事由に該当します

特定非営利活動促進法（NPO法）に基づく
認定制度のしおり

（令和4年3月）

編集 栃木県県民生活部県民文化課

〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20

TEL 028-623-3422

FAX 028-623-2121

メールアドレス kyodo@pref.tochigi.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.tochigi.lg.jp/c01/life/npo/npo/index-npo.html>（NPO法人関連情報）